

本庄垂統塾 事業承継税制の研修会開催

自社株納税猶予制度について

自社株の100%
相続税・贈与税
納税猶予
(条件でほぼ納税ゼロ)
元気なうちに贈与で解決

父親から子へ
[相続者]
母親から子へ
[相続者]
同時OK

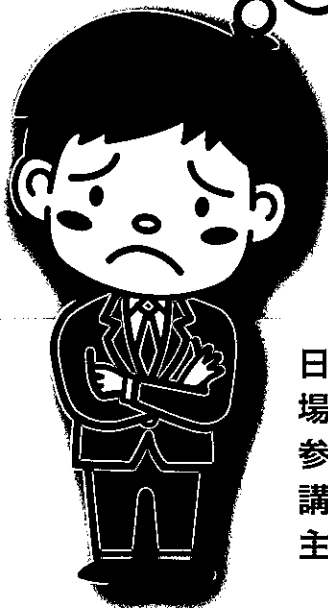
雇用確保要件
撤廃

将来解散する時は
その時の株価評価額で
納税

あ〜あ
会社の株
相続税いくらかなあ?

平成30年1月1日
平成39年12月31日
期間限定

もう心配無用 改正されました! 詳しく説明いたします。 是非、ご参加を!



さて
この続きは当日
詳しく!

日時 平成30年6月6日(水)午後3時~4時40分
場所 埼玉グランドホテル本庄
参加費 無料
講師 齋藤安正氏(税理士 埼玉県法人会連合会垂統塾塾長)
主催 公益社団法人 本庄法人会青年部会
申込先 FAX 0495-22-7898 相川まで

事業者名	住 所
参加者	T E L
参加者	メ-ルアドレス

※ご記入いただいた情報は、当会からの各種連絡・情報提供のみに利用させていただきます。

本庄法人会青年部会 /お問い合わせ先:事務局相川までTEL 0495-21-1065